

資料(2) 立地地域に可能な望ましい地域還元施設の事例

塩谷広域行政組合は、ごみ処理施設を高根沢町に計画しているが、中間処理において環境への負荷を低減し、資源・エネルギーの効率的な回収に努め、地域の自然環境や生活環境に配慮したごみ処理システムを構築する必要があります。

そして、単なるごみ問題に対する処理施設整備にとどまらず、「環境配慮型資源化施設(熱回収施設・資源化施設)」と位置付け、循環型社会の構築に向けてごみの減量化・リサイクルを推進することとします。さらに、豊かな自然環境を備えていることから、自然と人が共生することの大切さも併せて環境学習できる施設として整備する方針とします。

1. 環境学習・環境教育施設としての活用の意義

我国の『環境基本計画』は、「環境基本法」の最も中心的な施策として定められ、21世紀半ばまでを展望した上で、政府が長期的、総合的に21世紀初頭までに進めていく環境行政全体の道すじを明らかにしている。

『環境基本計画』の概要

【環境基本法制定・環境基本計画策定の背景】

我が国では、戦後の高度成長の頃、様々な公害や大規模開発による自然破壊が大きな社会問題となった。そこで「公害対策基本法」という基本的な法律のほか、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」といった法律により、煙や排水の中の有害物質の量が規制されてきた。また、「自然環境保全体法」や「自然公園法」などの法律により、すぐれた自然環境の地域での開発規制などの対策がとられてきた。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動がさらに根付いていくにつれて、自動車の排ガスや家庭からの排水による汚染、身近な緑の減少などが大きな問題となってきた。また、地球温暖化問題など、地球規模での環境問題が現実の問題として認識されるようになった。こうした中、平成4年には地球サミットが開かれ、世界全体での対策の強化が話し合われた。

こうした新しい問題は、これまでの「公害対策基本法」や「自然環境保全体法」の下での個別の行為の規制などの対策では手に負えるものではなく、社会全体を環境にやさしいものに変えていくことによって初めて解決できるものとされ、「環境基本法」、「環境基本計画」が定められた。

【基本的な考え方】

我が国の環境、そして地球の環境を健全な状態に保全して将来の世代に引き継ぐことは、私達、現代世代の責務である。また、これは、人類共通の課題でもある。この責務を果たすためには、物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動及び生活様式を問い直し、我が国として、自らの社会を環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変えていかなければならない。また、国際的な協調を図り、地球環境保全のための取組みを積極的に進めていかなければならない。

【4つの長期的目標】

- ❖ 「循環」：環境への負荷を少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現する。
- ❖ 「共生」：社会経済活動と自然環境が調和した自然と人間の共生を確保する。
- ❖ 「参加」：あらゆる主体が環境保全に関する行動に参加する社会を実現する。
- ❖ 「国際的取組み」：国際的イニシアティブを発揮して、国際的取組みを推進する。

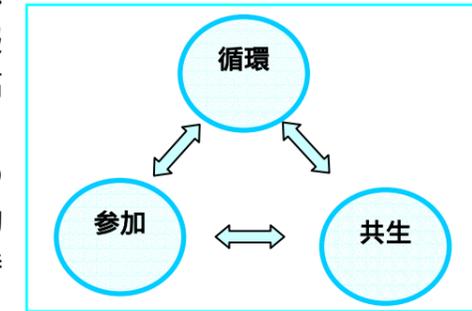
【施策の展開について】

施策の展開は、4つの長期的目標について各々に個別施策が立てられている。一方、様々な地球環境問題は互いに深く関係しあい、一体不可分のものになっていること、環境基本計画においても国民一人ひとりが環境問題に対する理解を一層深め、具体的行動に結びつくことが重要としている。また、環境保全に係る共通の基盤的施策の実施では、「循環」、「共生」、「参加」の達成に向けて、広範な環境問題について、その性質に応じて、施策を適切に組み合わせ活用していくことが重要としている。

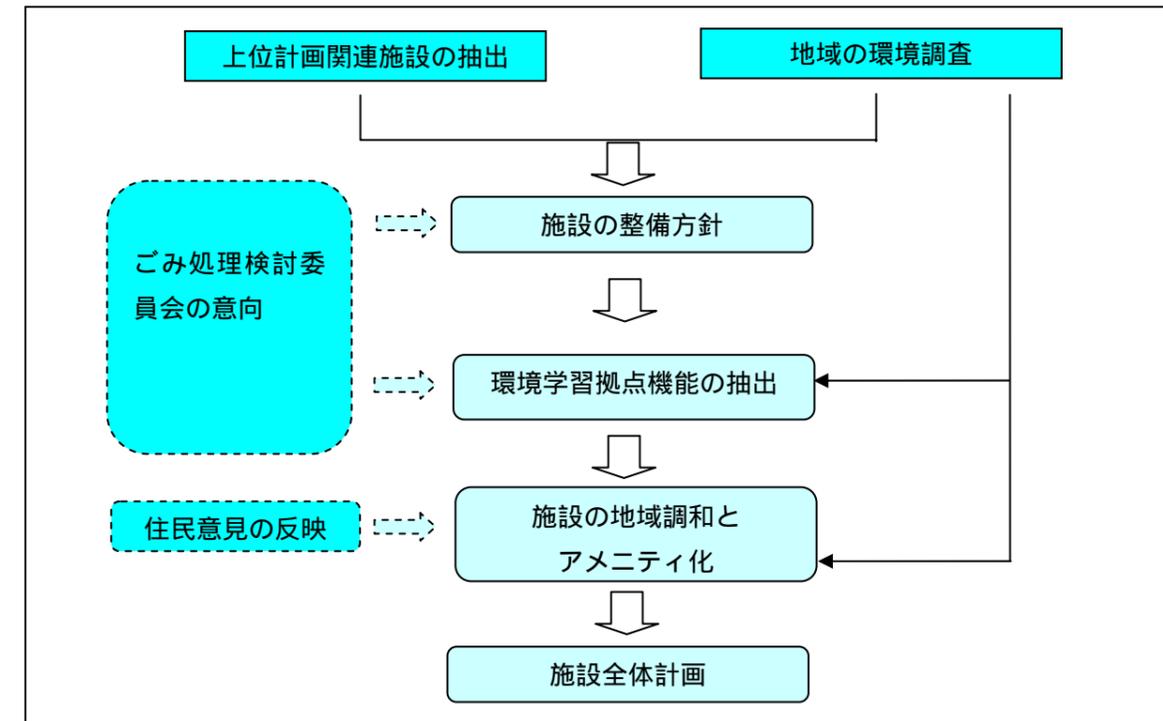
本組合の「環境施設」の整備は、環境基本計画の「循環」を基調とする社会経済システムの実現施策として位置づけられる。

しかし、地域の環境保全に係る取り組みを進めていくためには、「循環」、「共生」、「参加」の3つを基本的視点とする必要があることから、これらについて総合的な環境学習施策を展開していくものとする。

施設計画は、経済活動、生活活動を支えているモノの「循環」、自然と人が「共生」していくことの大切さを住民が「参加」して体験学習していく。また、環境保全に関する情報を住民に発信し、地域の環境問題への関心を高めることで、住民・事業者・行政のパートナーシップ形成の機運を高めると共に、環境政策の住民への浸透を図り、一人ひとりの具体的行動につなげて行く。そして、地域の環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していく。



2. 施設計画の検討手順



3. 環境学習活用事例

「共生」 - 1

区分	メニュー	目的	環境学習・環境教育の内容	設備例
環境保全	1) 雑木林の手入れ	施設整備範囲以外において、在来種を保全する	<p>従来行われてきた里地管理。なお、土壌の豊かさを確保するため、過度の除草は避ける。また、不法投棄品の回収・処分を行う。啓発施設での事例展示とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生前・後のパネル展示や散策路による観察</li> <li>・不法投棄物やパネル展示</li> </ul>	
	2) 環境モニタリング	重要種を移植した場合の定着状況のモニタリング。	<p>施設整備範囲に緩衝する場合、保全することを目的に重要種を移植するその他、動植物の観察を実施し、適正な管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事後調査として、定期的なモニタリング活動報告</li> </ul>	
環境改善モデルの創出	1) 水辺環境の復元・創出	動植物の安定した繁殖場所の整備。	<p>水性植物が生え、水性昆虫のすみかや小鳥たちの水飲み場とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湿地</li> <li>・せせらぎ水路</li> </ul>	
	2) 植林	外周部の裸地において、景観的な調和を図る	<p>裸地及び工事範囲の伐採後の手だてとして、一部植林が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在来種目</li> <li>例： カシ、クヌギ、シイ、スギ、アカマツ、ヒノキ、混生等</li> </ul>	
	3) 生垣	管理上のフェンス等を緑化する	<p>風除けや環境配慮を兼ねた生垣を植生に合わせて配置。工事による発生材となる玉石の利用も考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来種目</li> <li>例： サザンカ、ヒイラギ、モクセイ、ラカンマキ、カンチク、ネズミモチ、カイズカイブキ、イヌツゲ、キンモクセイ等</li> </ul>	
	4) ふれあい農地	農業とのふれあいや水性昆虫のすみかとする	<p>堆肥等の循環資源を有効に活用したエコ農園で、自然や土とふれあうことにより、農業の大切さを感じることや動植物の観察の場とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑</li> <li>・水田</li> <li>・畦畔木</li> </ul>	

区分	メニュー	目的	環境学習・環境教育の内容	設備例
環境改善モデルの創出	エコアップ装置	隙間の多い石垣、マキ積、ワラ積等で生き物のすみかを創出	<p>エコアップ装置をゾーン化することで気軽に観察できるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニ丘陵地： 平らな草地より多様な生物が生息する</li> <li>・堆肥箱： 昆虫等の産卵場所やすみか、越冬場所とする</li> <li>・小獣アパート： 小動物のすみかとする</li> <li>・落ち葉堆肥： カブト虫やクワガタの幼虫のすみかとする</li> <li>・ガラ積： は虫類や昆虫類のすみかとする</li> <li>・竹積、丸太積、マキ積： 昆虫類の産卵場所とする</li> <li>・砂山： 蟻類の巣穴とする</li> <li>・ワラ積： は虫類の越冬場所とする</li> <li>・穿孔丸太： 昆虫類のすみかとする</li> </ul>	      
自然エネルギーの利用	1) 太陽光発電	地球環境における自然エネルギーの大切さを啓発	ソーラーパネル設置による発電により、環境学習設備の電力の一部に利用する	
	2) 風力発電	地球環境における自然エネルギーの大切さを啓発	ローター設置による発電により、環境学習設備の電力の一部に利用する	 
	3) 雨水利用	地球環境における自然エネルギーの大切さを啓発	水辺環境の復元・創出への利用や散水利用を行うため、屋根面の降雨を雨水貯留槽に貯留し利用する。	 